

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	リ	名称	大塔特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	300 ha
指定期間	令和2年11月1日 から 令和12年10月31日まで				
指定区域	五條市大塔町殿野と同町篠原と同町惣谷との交点の高野辻を起点とし、同所から山道を約八百メートル西進し、林道殿野篠原線との交点に至り、同所から同林道を西進し、国道一六八号との交点に至り、同所から同国道を北西進し、県道高野辻堂線との交点に至り、同所から尾根を約七百メートル北東進し、五條市と天川村との境界に至る山道に至り、同所から同山道を北進し、同境界に至り、同所から同境界を東進し、標高一〇六・三メートルの三角点に至り、同所から尾根を南進して起点に至る一円の区域				

参考図面

